兵庫県公報

平成27年4月3日 金曜日 号 外

発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

選挙管理委員会告示	۸° –' <u>)</u> "
○ 兵庫県議会議員選挙及び神戸市議会議員選挙の期日等	1
○ 兵庫県議会議員選挙及び神戸市議会議員選挙の投票及び開票の順序	2
○ 兵庫県議会議員選挙の選挙長及び同職務代理者の選任	2
○ 兵庫県議会議員選挙の選挙長の職務を行う場所	5
○ 兵庫県議会議員選挙の選挙会の日時及び場所	9
○ 兵庫県議会議員選挙の開票事務と選挙会事務との合同	10
○ 兵庫県議会議員選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額	11
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	12
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	12

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第18号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成26年法律第125号)第1条第2項、第2条及び第4条第2項の規定により、兵庫県議会議員の任期満了による一般選挙及び神戸市議会議員の任期満了による一般選挙を次のとおり同時に行う。

平成27年4月3日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 武 田 丈 蔵

- 選挙の期日
 平成27年4月12日
- 2 兵庫県議会議員の各選挙区において選挙すべき議員の数

	選	挙	Ę	区		議	員	数	選	挙	区	議	員	数
神	戸	市	東	灘	区		3 人		赤穂市、	、赤穂郡及	び佐用郡	-	1 人	
神	戸	市	灘		X		2 人		西脇	市及び	多可郡		1 人	•
神	戸	市	中	央	区		2 人		宝	塚	市	;	3 人	
神	戸	市	兵	庫	区		2 人		11.	木	市		1 人	•
神	戸	市	北		区		3 人		高	砂	市	-	1 人	•
神	戸	市	長	田	区		2 人		川西	市及び	川辺郡	;	3 人	•
神	戸	市	須	磨	区		3 人		小	野	市		1 人	•
神	戸	市	垂	水	区		3 人		11.	田	市	4	2 人	•
神	戸	市	西		区		3 人		加	西	市		1 人	
姫		路	Z I		市		8 人		篠	Щ	市		1 人	•
尼		峮	Ť		市		7 人		養	父	市	-	1 人	•
明		石	1		市		4 人		丹	波	市		1 人	

西	宮	市	7 人	南	あわ	じ市	1 人
洲	本	市	1 人	朝	来	市	1 人
芦	屋	市	1 人	淡	路	市	1 人
伊	丹	市	3 人	宍	粟	市	1 人
相	生	市	1 人	加	東	市	1 人
豊	岡	市	1 人	加	古	郡	1 人
加	古 川	市	4 人	神	崎	郡	1 人
たつ	の市及び揖	保郡	2 人	美	方	郡	1 人

3 神戸市議会議員の各選挙区において選挙すべき議員の数

	選	挙	区	議員数
東		灘	区	9 人
灘			区	6 人
中		央	区	6 人
兵		庫	区	5 人
北			区	10 人
長		田	区	5 人
須		磨	区	7 人
垂		水	区	10 人
西			区	11 人

兵庫県選挙管理委員会告示第19号

平成27年4月12日執行の兵庫県議会議員及び神戸市議会議員の同時選挙につき、公職選挙法(昭和25年法律 第100号)第122条の規定により、投票及び開票の順序を次のとおり定める。

平成27年4月3日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 武 田 丈 蔵

- 1 投票の順序は、次のとおりとする。
 - (1) 神戸市議会議員選挙の投票
 - ② 兵庫県議会議員選挙の投票
- 2 開票を同時に行わない場合の開票の順序は、次のとおりとする。
 - (1) 兵庫県議会議員選挙の開票
 - (2) 神戸市議会議員選挙の開票

兵庫県選挙管理委員会告示第20号

平成27年4月12日執行の兵庫県議会議員選挙につき、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項及び同法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

^^^^^^^^^^

平成27年4月3日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 武 田 丈 蔵

1 選挙長

	選	ž	举	区		住所		氏	名	
神	戸	市	東	灘	区	神戸市東灘区岡本7丁目12番18—309号	小	Щ	正	富
神	戸	市	灘		区	神戸市灘区浜田町2丁目6番16号	西	下		勝
神	戸	市	中	央	区	神戸市中央区山本通4丁目3番5号	信	岡	駿力	に郎
神	戸	市	兵	庫	区	神戸市兵庫区湊川町9丁目18番5号	吾	妻	義	信
神	戸	市	北		区	神戸市北区北五葉2丁目11番1-1308号	森	田	政	男
神	戸	市	長	田	区	神戸市長田区神楽町6丁目6番3号	松	本	博	行
神	戸	市	須	磨	区	神戸市須磨区白川台6丁目16番地の10	猪	花	武	志
神	戸	市	垂	水	区	神戸市垂水区本多聞 4 丁目 5 番308—106号	小目	日桐		功
神	戸	市	西		区	神戸市西区押部谷町和田332番地	北	井	和	利
姫		E	各		市	姫路市広畑区蒲田3丁目162番地	松	田	貞	夫
尼		Щ	奇		市	尼崎市浜田町1丁目20番地の1	中	Ш	日出	計和
明		7	5		市	明石市魚住町西岡679番地の1	JII	木	菊	正
西		Έ	Ì		市	西宮市高須町1丁目1番13—1309号	魚	水	啓	子
洲		Z			市	洲本市上内膳740番地2	濱	田	敏	夫
芦		厚	뤁		市	芦屋市潮見町6番4-2号	高	嶋		修
伊		f	}		市	伊丹市岩屋1丁目4番45号	吉	岡	喜夕	八子
相		Ė	Ė		市	相生市双葉2丁目14番17号	頓	宮	正	之
豊		ì	ď]		市	豊岡市泉町7番33号	畠	中	隆	夫
加	-	古	JI		市	加古川市西条山手2丁目16番7号	大	西	_	Ξ
た・	つの	市及	支び	揖係	以郡	たつの市揖西町小犬丸693番地	石	田	勝	啓
赤種	恵市、	赤穂	郡及	び佐	用郡	赤穂市木津288番地	多	田	憲	子
西	脇寸	ī 及	び	多可	郡	西脇市上比延町916番地	藤	井	義	輝
宝		均	蒙		市	宝塚市中筋7丁目1番28号	米	谷	宗	久
Ξ		7	k	_	市	三木市別所町石野929番地	平	田	義	則
高		石	少		市	高砂市伊保崎南 9 番14号	嶋	田	利	朗
Л	西市	ī 及	び丿	川辺	郡	川西市緑台4丁目7番地の59	中	礼	思無	無哉
小		里	予		市	小野市黍田町398番地の84	京	谷	隆	弘
三			П		市	三田市加茂456番地	新	谷	隆	博
加		Þ	<u> </u>		市	加西市福住町755番地	本	多	邦	好
篠		L	_ <u></u> Ц		市	篠山市西古佐921番地	若	狹	幹	雄

						_			_
養		父		市	養父市八鹿町九鹿533番地3	足	<u>\f\</u>	勝	美
丹		波		市	丹波市山南町井原391番地1	藤	井	敏	弘
南	あ	わ	じ	市	南あわじ市倭文長田1559番地	Щ	田	泰	生
朝		来		市	朝来市和田山町岡田264番地3	山	本	愼	回
淡		路		市	淡路市岩屋1024番地	笘	屋	俊	次
宍		粟		市	宍粟市一宮町黒原201番地3	森	下	累	充
加		東		市	加東市掎鹿谷458番地	平	野	隆	司
加		古		郡	神戸市長田区若松町5丁目5番1-1705号	Л	北	みり	ゆき
神		崎		郡	加古郡稲美町国岡3丁目19番地の6	澤	瀬	修	_
美		方		郡	豊岡市竹野町御又28番地の9	定	元	孝	文

2 選挙長の職務を代理すべき者

	選	Ž	É	区		住 所		氏	名	
神	戸	市	東	灘	区	神戸市東灘区本山南町1丁目4番33—102号	西	JII	恭	次
神	戸	市	灘		区	神戸市灘区鹿ノ下通3丁目3番2号	岩	田	孝	_
神	戸	市	中	央	区	神戸市中央区山本通3丁目6番15—403号	近	藤	裕	重
神	戸	市	兵	庫	区	神戸市兵庫区吉田町2丁目26番4号	今	津	成	生
神	戸	市	北		区	神戸市北区緑町4丁目3番6—18号	藤	本	===	二夫
神	戸	市	長	田	区	神戸市長田区萩乃町2丁目5番6号	Щ	名	静	子
神	戸	市	須	磨	区	神戸市須磨区板宿町3丁目12番41号	宮	嵜	俊	郎
神	戸	市	垂	水	区	神戸市垂水区千鳥が丘3丁目8番29号	古	田	敬	子
神	戸	市	西		区	神戸市西区北山台3丁目3番8号	西		富	久
姫		F	各		市	姫路市増位新町2丁目15番地1 花の北ハイツC棟 101号	増	本	勝	彦
尼		Щ	大可		市	尼崎市水堂町3丁目16番23号 ハート・リバー―番館 201号	下	Ш	検	事
明		7	<u></u>		市	明石市大久保町江井島649番地の2	森	田	尚	敏
西		Έ	Ì		市	西宮市久保町12番19—301号	阪	本		武
洲		Z	Z		市	洲本市五色町都志万歳397番地7	蓮	井	慶フ	太郎
芦		E	Ē		市	芦屋市松浜町5番15—202号	千	葉	孝	子
伊	丹 市		丹 市 伊丹市西台1丁目8番3号		伊丹市西台1丁目8番3号	佐	野	文	彦	
相		Ė	Ė.		市	相生市若狭野町入野44番地	片	Щ	允	恭
豊		ì	J		市	豊岡市元町3番15号	浮	田	_	雄

		•		
加古川市	加古川市野口町良野561番地の3	北多	雅 雅	紀
たつの市及び揖保君	たつの市揖保川町野田338番地1	南オ	大 健-	一郎
赤穂市、赤穂郡及び佐用	赤穂市加里屋1616番地1	宍 戸	= —	雅
西脇市及び多可利	西脇市西田町27番地	藤井	‡ 徹	也
宝塚市	宝塚市逆瀬台5丁目5番9号	湯	戋	忠
三木市	三木市口吉川町桃坂281番地	戸日	8	裕
高 砂 市	高砂市阿弥陀町魚橋1679番地	神言	占 佑	昌
川西市及び川辺和	川西市山原2丁目12番15号	福日	日義	久
小 野 i	小野市中町283番地	井」	上輝	雄
三 田 i	三田市あかしあ台1丁目29番地5	野口	コ 和	子
加 西 市	加西市北条町北条959番地	植日	日定	雄
篠 山 ī	篠山市八上上87番地	森「	1 %	よい
養父市	養父市大屋町中1172番地	中木	寸 千	秋
丹 波 ፣	丹波市市島町上竹田995番地	近前	泰 雅	信
南あわじす	南あわじ市八木馬回31番地	池日	目 喜	昭
朝来市	朝来市生野町小野1715番地	吉厉	戈	惠
淡 路 7	淡路市大谷740番地	向野	下正	廣
宍 粟 市	宗栗市千種町黒土55番地	平日	譲	示
加東市	加東市北野1番地2	玉目	日有	志夫
加 古 和	尼崎市塚口町3丁目38番地の11 ローズコーポ塚口 202号	木木	寸 真ヨ	理子
神崎	姫路市城東町京口台56番地	市 柞	寸 高	子
美方科	豊岡市日高町栗山494番地	篠井	‡ 省	吾

兵庫県選挙管理委員会告示第21号

平成27年4月12日執行の兵庫県議会議員選挙につき、公職選挙執行規程(昭和47年兵庫県選挙管理委員会告示第43号)第7条の規定により、選挙長の職務を行う場所を次のとおり定める。

^^^^^

平成27年4月3日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 武 田 丈 蔵

選挙区	職務を行う場所	左記で職務を行う 期間	所 在 地
神戸市	神戸市東灘区役所4階大会議室	4 月 3 日	神戸市東灘区住吉東町5丁目2
東灘区	神戸市東灘区選挙管理委員会事務室	4月4日以降	番1号

神戸市	神戸市灘区役所4階大会議室	4 月 3 日	神戸市灘区桜口町4丁目2番				
灘 区	神戸市灘区選挙管理委員会事務室	4月4日以降	号				
神戸市 中央区	神戸市中央区役所4階大会議室	全 期 間	神戸市中央区雲井通5丁目17 1号				
神戸市	神戸市兵庫区役所地下1階神戸市立兵庫 公会堂第2・3集会室	4 月 3 日	神戸市兵庫区荒田町1丁目21社				
兵庫区	神戸市兵庫区選挙管理委員会事務室	4月4日以降	- 1号				
神戸市	神戸市立北区民センターすずらんホール 大ホール	4 月 3 日	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目2番1号				
北区	神戸市北区選挙管理委員会事務室	4月4日以降	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目2番1号				
神戸市	神戸市長田区役所7階大会議室	4 月 3 日	神戸市長田区北町3丁目4番				
長田区	神戸市長田区選挙管理委員会事務室	4月4日以降	0 3				
神戸市	神戸市須磨区役所 4 階多目的会議室	4 月 3 日	神戸市須磨区大黒町4丁目1				
須磨区	神戸市須磨区選挙管理委員会事務室	4月4日以降	1号				
神戸市 垂水区・	神戸市立垂水勤労市民センター多目的ホール	4 月 3 日	神戸市垂水区日向1丁目5番				
	神戸市垂水区選挙管理委員会事務室	4月4日以降	- 号				
神戸市	神戸市西区役所4階神戸市立西公会堂	4 月 3 日	神戸市西区玉津町小山字川				
西区	神戸市西区選挙管理委員会事務室	4月4日以降	180番地の3				
姫路市	姫路市役所本庁舎10階第2会議室	4月3日午前中	- 新敗古安田 4 丁日 1 乗地				
水压1111	姫路市役所北別館7階姫路市選挙管理委 員会事務室	4月3日午後以降	√ 姫路市安田 4 丁目 1 番地 				
尼崎市	尼崎市議会議事堂	4 月 3 日 午前9時30分まで	 				
<u>∖ ⊡ ∺ri</u>] 1 1	尼崎市選挙管理委員会事務局	4 月 3 日 午前 9 時30分以降	九阳				
明石市	明石市役所103会議室	4月3日午前中	 				
<i>'</i> 7711∏	明石市選挙管理委員会委員室	4月3日午後以降	27 H II H I H I H I H I I I I				
西宮市	西宮市役所東館大ホール	4 月 3 日 午前10時まで	- 西宮市六湛寺町3番1号				
四呂巾	西宮市役所東館西宮市選挙管理委員会事 務室	4 月 3 日 午前10時以降	四百川八個寸型 3 併 1 万				

洲本市	洲本市役所南庁舎2階会議室	4月3日午前中	洲本市本町3丁目4番10号		
伽本川	洲本市選挙管理委員会事務局	4月3日午後以降	(加本川本町 3) 日 4 街 10 万		
芦屋市	芦屋市役所第2委員会室	4 月 3 日 午前10時まで	*************************************		
戸座[1]	芦屋市選挙管理委員会室	4 月 3 日 午前10時以降	芦屋市精道町7番6号		
/n. 51 -}-	伊丹市役所701会議室	4 月 3 日 午 前 中			
伊丹市	伊丹市選挙管理委員会室	4 月 3 日 午 後 以 降	伊丹市千僧1丁目1番地		
相生市	相生市役所2号館1階会議室	4 月 3 日 午 前 中			
	相生市選挙管理委員会事務室	4 月 3 日 午 後 以 降	相生市旭1丁目1番3号		
	豊岡市役所本庁舎3階庁議室	4 月 3 日			
豊岡市	豊岡市役所本庁舎豊岡市選挙管理委員会 事務室	4月4日以降	豊岡市中央町2番4号		
加古川	加古川市役所新館 9 階191会議室	4 月 3 日 午 前 中	加古川市加古川町北在家2000種		
市	加古川市選挙管理委員会事務局	4月3日午後以降	地		
たつの 市及び	たつの市役所分庁舎第3会議室	4 月 3 日 午 前 中	たへの古站照町営シ1005至地		
揖保郡	たつの市選挙管理委員会事務局	4月3日午後以降	たつの市龍野町富永1005番地		
赤穂市	赤穂市役所204会議室	4 月 3 日 午 前 中	ᅷᅔᆂᆉᇷᄜᄝᇬᇎᅹᆘ		
及び 佐用郡	赤穂市選挙管理委員会室	4 月 3 日 午 後 以 降	赤穂市加里屋81番地		
西脇市	西脇市役所第1会議室	4 月 3 日 午前10時まで	而的古细海町cor 亚山		
及び 多可郡	西脇市選挙管理委員会事務室	4 月 3 日 午前10時以降	西脇市郷瀬町605番地		
学校士	宝塚市役所 3 階研修室	4 月 3 日 午前10時まで	⇔ ₽字本带光町→ 巫→ □		
宝塚市・	宝塚市選挙管理委員会事務局	4 月 3 日 午前10時以降	宝塚市東洋町1番1号		

三木市	三木市役所 5 階中会議室	4 月 3 日 午前10時まで	・三木市上の丸町10番30号			
/[/1]1	三木市選挙管理委員会事務室	4 月 3 日 午前10時以降	一/八川 上 / / / / / 10 番 30 万			
高砂市	高砂市役所選挙管理委員会事務室	全 期 間	高砂市荒井町千鳥1丁目1番 号			
川西市	川西市役所B02会議室	4 月 3 日 午 前 中				
及び 川辺郡	川西市選挙管理委員会事務室	4 月 3 日 午 後 以 降	川西市中央町12番1号 			
小田士	コミュニティーセンターおの201号室	4 月 3 日 午前10時まで	小服士工了町000季4401			
小野市	小野市選挙管理委員会委員室	4 月 3 日 午前10時以降	小野市王子町806番地の1			
三田市	三田市役所本庁舎6階委員会室	4 月 3 日 午前10時まで	- 三田市三輪2丁目1番1号			
	三田市選挙管理委員会事務室	4 月 3 日 午前10時以降				
加西市・	加西市役所1階多目的ホール	4 月 3 日 午前10時まで	加西市北条町横尾1000番地			
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	加西市選挙管理委員会事務室	4 月 3 日 午前10時以降	7加四川北宋町関본1000番地			
篠山市	篠山市役所本庁1階101会議室	全 期 間	篠山市北新町41番地			
*ハナ	養父市役所 2 階第 1 会議室	4 月 3 日	業八十川南町川南10月 150世			
養父市	養父市役所 2 階企画総務部総務課	4月4日以降	養父市八鹿町八鹿1675番地			
a 가나 	丹波市役所中会議室	4 月 3 日				
丹波市	丹波市選挙管理委員会事務局	4月4日以降	丹波市氷上町成松字甲賀1番			
南あわ じ市	南あわじ市選挙管理委員会事務室	全 期 間	南あわじ市市善光寺22番地1			
和小十	朝来市和田山農業研修センター206号室	4 月 3 日	却本去和田小町市公司の東京			
朝来市	朝来市選挙管理委員会事務局	4月4日以降	朝来市和田山町東谷213番地 1			
淡路市	淡路市役所 2 階大会議室	4月3日午前中	淡路市生穂新島8番地			
火岭甲	淡路市役所選挙管理委員会事務局事務室	4 月 3 日 午 後 以 降				
生画士	宍粟市役所 3 階庁議室	4 月 3 日	生無古山陸町中岸海199季地方			
宍粟市	宍粟市選挙管理委員会事務室	4月4日以降	· 宍粟市山崎町中広瀬133番地 6			

	加東市役所 5 階501会議室	4	月3月	日午 i	前中		
加東市	加東市役所 4 階402会議室	4月3日午後			F後	加東市社50番地	
// AB/ICITY	加東市役所4階加東市選挙管理委員会執務室	4	月 4	日以	以降	WHY KIN LLOV BY	
加古郡	兵庫県加古川総合庁舎 5 階会議室A	4 午	月 前	3 ij	日 中	加古川市加古川町寺家町天神木	
加白和	兵庫県東播磨県民局事務室(総務防災課)	4 午	月 後	3 以	日降	97番地の1	
神崎郡	兵庫県姫路総合庁舎401・402	4 午	月 i	3 ij	日 中	姫路市北条1丁目98番地	
个十小 <u>时</u> 有为	兵庫県中播磨県民センター事務室(総務 防災課)	4 午	月 後	3 以	日降		
美方郡	兵庫県豊岡総合庁舎職員福利センター会 議室	4 午	月 前	3 ij	月 中	豊岡市幸町7番11号	
<i>美刀</i> 和	兵庫県但馬県民局事務室(総務防災課)	4 午	月後	3 以	日降	豆 1	

兵庫県選挙管理委員会告示第22号

平成27年4月12日執行の兵庫県議会議員選挙につき、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。 平成27年4月3日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 武 田 丈 蔵

	選	当	É	区		日	時	場
神	戸	市	東	灘	区	4月13日	午前10時	神戸市東灘区役所4階大会議室
神	戸	市	灘		区	4月13日	午前10時	神戸市灘区役所4階C会議室
神	戸	市	中	央	区	4月13日	午前10時	神戸市中央区役所7階中会議室
神	戸	市	兵	庫	区	4月13日	午前10時	神戸市兵庫区役所地下1階神戸市立兵庫公会堂第 2・3集会室
神	戸	市	北		区	4月13日	午前10時	神戸市北区役所 5 階会議室
神	戸	市	長	田	区	4月13日	午前10時	神戸市長田区役所7階702会議室
神	戸	市	須	磨	区	4月13日	午前10時	神戸市須磨区役所4階401会議室
神	戸	市	垂	水	区	4月13日	午前10時	神戸市垂水区役所2階201会議室
神	戸	市	西		区	4月13日	午前10時	神戸市西区役所4階神戸市立西公会堂
姫		足	女		市	4月13日	午後1時30分	姫路市役所北別館4階403会議室
尼		峅	可		市	4月12日	午後9時5分	ベイコム総合体育館(記念公園)

明	石	市	4月13日	午前10時	明石市役所806C会議室
西	宮	市	4月13日	午前11時	西宮市役所東館801会議室
洲	本	市	4月12日	午後 9 時15分	洲本市文化体育館
芦	屋	市	4月12日	午後9時	芦屋市立精道小学校体育館
伊	丹	市	4月12日	午後9時30分	伊丹スポーツセンター体育館
相	生	市	4月12日	午後9時	相生市民会館中ホール
豊	岡	市	4月12日	午後9時15分	豊岡市立総合体育館
加	古 川	市	4月12日	午後9時15分	加古川市立日岡山体育館
たつ	の市及び揖	保郡	4月13日	午後1時30分	たつの市役所301会議室
赤穂市	i、赤穂郡及びf	左用郡	4月13日	午前10時	赤穂市役所202会議室
西脇	市及び多	可郡	4月13日	午後1時30分	西脇市役所応接室
宝	塚	市	4月12日	午後 9 時30分	宝塚市立スポーツセンター総合体育館
三	木	市	4月12日	午後 9 時20分	三木勤労者体育センター
高	砂	市	4月12日	午後9時	高砂市総合体育館
川西	市及び川き	辺郡	4月13日	午前10時30分	川西市役所大会議室
小	野	市	4月12日	午後8時40分	小野市伝統産業会館 大研修室
Ξ	田	市	4月12日	午後9時15分	城山公園体育館
加	西	市	4月12日 午後8時50分		兵庫みらい農業協同組合JA会館大ホール
篠	山	市	4月12日	午後9時10分	篠山市立篠山総合スポーツセンター
養	父	市	4月12日	午後9時15分	八鹿文化会館ホール
丹	波	市	4月12日	午後9時15分	丹波市立氷上住民センター体育館
南	あわじ	市	4月12日	午後9時15分	南あわじ市文化体育館
朝	来	市	4月12日	午後9時15分	朝来市和田山農業研修センター3階
淡	路	市	4月12日	午後 9 時20分	津名体育センター
宍	粟	市	4月12日	午後9時	宍粟市立山崎小学校体育館
加	東	市	4月12日	午後9時10分	加東市役所2階201会議室
加	古	郡	4月13日	午後1時	兵庫県加古川総合庁舎 5 階会議室A
神	崎	郡	4月13日	午前11時	兵庫県姫路総合庁舎401会議室
美	方	郡	4月13日	午前10時	兵庫県豊岡総合庁舎職員福利センター多目的ホール

兵庫県選挙管理委員会告示第23号

平成27年4月12日執行の兵庫県議会議員選挙につき、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第1項の規定により、開票事務を選挙会事務と併せて行う選挙区及び開票事務と選挙会事務を併せて行わない選挙区については、次のとおりとする。

^^^^^

平成27年4月3日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 武 田 丈 蔵

1 開票事務を選挙会事務と併せて行う選挙区

尼崎市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、宝塚市、三木市、高砂市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市

2 開票事務を選挙会事務と併せて行わない選挙区

神戸市東灘区、神戸市灘区、神戸市中央区、神戸市兵庫区、神戸市北区、神戸市長田区、神戸市須磨区、神戸市垂水区、神戸市西区、明石市、西宮市

^^^^^^

兵庫県選挙管理委員会告示第24号

平成27年4月12日執行の兵庫県議会議員選挙につき、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成27年4月3日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 武 田 丈 蔵

	選	当	É	区		支出金額の制限額 (円)	3	選	挙	区	支出金額の制限額 (円)
神	戸	市	東	灘	区	8, 582, 100	赤穂	市、赤	穂郡及	ひ佐用郡	9, 701, 700
神	戸	市	灘		区	8, 292, 500	西瓜	協市	及び	多可郡	8, 278, 400
神	戸	市	中	央	X	8, 122, 000	宝		塚	十	9, 091, 800
神	戸	市	兵	庫	X	7, 627, 900	111		木	市	9, 351, 400
神	戸	市	北		区	8, 943, 600	高		砂	市	10, 171, 400
神	戸	市	長	田	区	7, 246, 300	川園	5 市	及び	川辺郡	8, 218, 000
神	戸	市	須	磨	区	7, 664, 700	小		野	市	7, 158, 200
神	戸	市	垂	水	区	8, 944, 400	[11]		田	市	7, 718, 600
神	戸	市	西		区	9, 377, 200	加		西	市	7, 013, 400
姫		B	各		市	8, 345, 800	篠		Щ	市	6, 869, 100
尼		峅	対		市	8, 393, 100	養		父	市	5, 665, 800
明		7	ī		市	8, 877, 900	丹		波	市	8, 440, 800
担		É	Ì		市	8, 447, 600	南	あ	わ	じ市	7, 318, 500
洲		7	K		市	7, 099, 500	朝		来	市	6, 103, 900
芦		E	Ē.		市	10, 433, 700	淡		路	市	7, 132, 300
伊		£	于		斗	8, 337, 800	宍		粟	市	6, 669, 700
相		4	Ė.		市	6, 014, 600	加		東	市	6, 540, 500
豊		ì	<u>-</u>		市	9, 686, 900	加		古	郡	8, 337, 900
加	-	古	Л		市	8, 398, 500	神		崎	郡	6, 931, 500
た	つの	市及	をび	揖保	郡	7, 684, 400	美		方	郡	6, 334, 400

^^^^^

兵庫県選挙管理委員会告示第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成27年4月3日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 武 田 丈 蔵

選挙権を有する者の総数の50分の1の数

90,740

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 667,122

^^^^^

兵庫県選挙管理委員会告示第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。)は、次のとおりである。

平成27年4月3日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 武 田 丈 蔵

(選 挙 区 名) (選 挙 区 名) (選 番 区 名) (選挙区における選挙権を有する 者の総数の3分の1等の数

		(40/心数0/3/10/17等0/数
神戸市東	灘 区	56, 411
神戸市	難 区	35, 281
神戸市中	央 区	33, 911
神戸市兵	庫 区	29, 943
神戸市	北区	60, 766
神戸市長	田 区	26, 878
神戸市須	磨 区	45, 357
神戸市垂	水 区	60, 776
神戸市	西 区	65, 990
姫 路	市	138, 085
尼 崎	市	126, 310
明 石	市	79, 965
西 宮	市	127, 844
洲本	市	12, 850
芦 屋	市	26, 240
伊 丹	市	53, 468
相生	市	8, 493
豊岡	市	23, 241
加古川	市	72, 265
たつの市及び	揖保郡	30, 396
赤穂市及び	赤穂郡	18, 070
西脇市及び参	多可郡	17, 584
宝 塚	市	62, 551
三 木	市	21, 893
高 砂	市	25, 187
川西市及び川	川辺郡	52, 024

小		野		市	13, 085
Ξ		田		市	30, 672
加		西		市	12, 504
篠		Щ		市	11, 924
養		父		市	7, 092
丹		波		市	18, 236
南	あ	わ	じ	市	13, 729
朝		来		市	8, 851
淡		路		市	12, 981
宍		粟		市	11, 123
加		東		市	10, 605
加		古		郡	17, 823
神		崎		郡	12, 175
佐		用		郡	5, 231
美		方		郡	9, 777